

閱覽用

令和2年3月19日

第3回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第3回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年3月19日(水) 午後2時01分から午後3時18分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員 (17名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太一	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員 (19名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

農業委員(2名)

5番 松本 太 委員、7番 根本 信康 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第16号 現況確認証明申請について

第5 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第8 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第9 議案第21号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

第10 議案第22号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

第11 議案第23号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に

対する意見について

第12 議案第24号 営農型発電設備の設置に関する意見について

第13 議案第25号 令和2年度二本松市農作業労働賃金基準について

第14 議案第26号 賃借料情報の提供について

第15 議案第27号 二本松市農地移動適正化あっせん基準の一部改正に

ついて

7 農業委員会事務局職員

~~一参一事~~佐藤俊明 事務局長 遠藤吉嗣 農地係長 野地 通

農地係 増田祐介

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和2年第3回二本松市農業委員会を開
会いたします。

（宣告 午後2時01分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、17名、推進委員19名中、19名、定足
に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日は、5番松本太農業委員、7番根本信康農業委員の両名が欠席という旨、
報告がありましたので、お伝え申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則
第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただ

くことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長 それでは、3番武藤善朗委員、6番齋藤弘美委員の
両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1
日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名、会議書記には、事務局職員・遠藤吉嗣君と野地
通君を任命します。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取
り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

それでは、日程第4、

議案第16号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第16号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったの
で審議を求める。

令和2年3月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・原野、面積・376㎡、所有者・[REDACTED]、非農地の事由・20年以上耕作しておらず、そのまま放置していたため雑木等が繁殖し荒廃化したものであります。

番号2、農地の所在・[REDACTED]、登記地目・田、現況地目・原野、面積・940㎡、所有者・[REDACTED]、非農地の事由・30年以上耕作しておらず、そのまま放置していたため雑木等が繁殖し荒廃化したものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

37番（大石忠雄）委員 現況確認をしました。3月4日、松本委員、菅野委員、私、あと野地係長、長谷川さんの5名で現況確認しました。現地は山の沢というか、杉林と雑木等に覆われて、とてもちよつと農地として困難と判断しました。問題ないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

9番（武藤一夫）委員 議案第16号2番について、調査の結果をご説明申し上げます。

3月5日午前9時より、事務局2名、あと武藤善朗委員、最適化推進委員の菅野正寿さん、あと私とで現地を確認して参りました。概ね事務局の説明のとおりでございます。山深い、耕作放棄地ということでやむを得ないということでもあります。我々調査の結果、許可適当と考えました。皆様のご審議よろしく

お願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

議案第16号について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第16号については原案のとおり判定することに決定いたしました。

続いて、日程第5、議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年3月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から議案書6ページの番号5につきましては、申請事由が同じであり

ますので一括説明いたします。

番号1、譲渡人・[REDACTED]、番号2、譲渡人・[REDACTED]、番号3、譲渡人・[REDACTED]、番号4、譲渡人・[REDACTED]、番号5、譲渡人・[REDACTED]は相手側要望のため、番号1、譲受人・[REDACTED]、番号2、譲受人・[REDACTED]、番号3、譲受人・[REDACTED]、番号4、譲受人・[REDACTED]、番号5、譲受人・[REDACTED]は経営規模拡大のため、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号6につきましては、譲渡人・亡・[REDACTED]、相続財産管理人・[REDACTED]は相続人不在のため、譲受人・[REDACTED]は経営規模拡大のため、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号7につきましては、貸付人・[REDACTED]は相手側要望のため、借受人・[REDACTED]は新規就農のため、申請地に賃借権を設定するものであります。

番号8につきましては、譲渡人・[REDACTED]は相手側要望のため、譲受人・[REDACTED]は経営規模拡大のため、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号9から議案書8ページの番号11につきましては、申請事由が同じでありますので一括説明いたします。

番号9、貸付人・[REDACTED]、番号10、貸付人・[REDACTED]、番号11、貸付人・[REDACTED]は相手側要望のため、番号9、番号10、番号11、借受人・[REDACTED]は新規就農のため、申請地に賃借権を設定するものであります。

番号12から議案書11ページの番号13につきましては、申請事由が同じ

でありますので一括説明いたします。

番号12、譲渡人・[REDACTED]、番号13、譲渡人・[REDACTED]は農業経営移譲のため、番号12、譲受人・[REDACTED]、番号13、譲受人・[REDACTED]は農業経営継承のため、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

26番（安齋浩一）委員 議案第17号番号1の調査内容について、報告いたします。

3月13日、譲渡人・[REDACTED]さん本人、及び譲受人・[REDACTED]さんのお母さんから申請内容に間違いがない旨、確認をし、15日午前、[REDACTED]さん本人の立ち合いのもと、齋藤弘美委員とともに現地調査を行いました。調査の結果、特に問題ないため、許可適当と考えます。皆様のご審議よろしく願います。

4番（佐藤勝則）委員 議案第17号の2番、3番、4番について調査内容をご報告いたします。

まず2番につきましては、譲渡人・[REDACTED]さん、並びに譲受人の[REDACTED]さんと今月の19日、[REDACTED]さんがたまたま都合で立会いできないということで、[REDACTED]さん夫婦並びに私と推進委員の平さんとともに現地調査をして参りました。なお、この件につきましては[REDACTED]さんが一人住まいとなって、娘さんの

方に引っ越すということで、農地付き住宅を仲介業者を通して、インターネットに流しましたところ、■■■■さんが昨年の大雨の洪水で被害があるということで、■■■■さんがその物件をすぐに見まして、両者の間で合意がなされたという事案であります。そういうことでありまして、何ら問題なく、許可相当と思いますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

引き続きまして、3番、譲渡人の■■■■さん、並びに譲受人の■■■■さんと15日の午後から、■■■■さんは当日立ち会っていただいたのですが、■■■■さんは当日用があって来れなくて、■■■■さんと私と大平の推進委員の松本さんと現地で申請内容について確認して参りました。これも何ら問題なく許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、4番につきまして、譲渡人の■■■■さん、並びに譲受人の■■■■さん、この方は私から電話をいたしましたところ、譲渡人の■■■■さんは■■■■ということで、電話で申請内容を確認いたしました。並びに譲受人の■■■■さんは18日、昨日午前中に現地の方に来ていただきまして、松本委員とともに調査内容並びに現地を確認して参りました。その結果、何ら問題なく、許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

15番（佐藤孝志）委員 議案第17号の5番、6番、7番について調査結果の報告をさせていただきます。

初めに5番、■■■■の案件につきましては、3月13日、■■■■さんに

お電話差し上げまして、その後お伺いしたところ、[]さんとの間で3月15日8時半ごろお願いしたいということで、私と大内信一推進委員が伺いましたところ、[]さんの母の[]さんと[]さんのお二方にお会いしまして、内容を確認していただき、現地調査いたしましたところ、何ら問題なかったということをご報告申し上げます。

次に6番、[]の案件につきましては、3月13日に[]さんに都合をお伺いしたところ、15日の9時頃お願いしたいということで、同じく私と大内信一推進委員が自宅に伺いまして、[]さんと3人で内容を確認していただきましたところ、間違いなし。現地についても確認したところ、何ら問題がなかったということです。それから、財産管理人の[]さんにつきましては、後日3月16日に電話で確認いたしましたところ、間違いなしということでございます。

それから、7番につきましては[]の案件ですが、貸付人の[]さん、体の都合で姉の夫であります同じ行政区内の[]さん、それから借受人の[]さんにご都合を伺いましたところ、3月15日の9時半ごろお願いしたいということで、私と大内信一推進委員、[]さん、[]さんの4人で内容を確認していただきましたところ、間違いなし。現地についても、何ら問題がないということでございました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

18番（菅野保治）委員 議案第17号番号8、9、10、11番について

調査内容を報告いたします。

番号8、譲渡人の■■■■さんとは自宅において佐藤推進委員とともに話を伺いました。事務局説明のとおりであります。譲受人の■■■■さんとは現地において話を伺い、事務局説明とおりであり、許可適当であると判断いたしましたので、皆様方の審議よろしく申し上げます。

番号9について、これも3月14日雨の中、佐藤推進委員とともに■■■■君の自宅において佐藤推進委員と話を伺い、事務局説明とおりであります。あと、借受人の方は同じ人なので、続けて番号いきます。

10番の■■■■さんの自宅に佐藤推進委員とともに自宅において話を伺い、事務局説明のとおりであります。■■■■さんの農地は■■■■さんと一枚になっており、■■■■さんたちは酪農をやっていたので、そっちになっていたわけですが、事務局説明とおりであり、許可適当であると判断します。

11、■■■■さんには15日の午前10時に電話にて確認をいたしました。事務局説明とおりということであります。番号9、10、11の借受人の■■■■■■■■におかれましては、現在治療中ということであり、■■■■さんとともに現地において確認をいたしてまいりました。9、10、11ともに■■■■さんとともに話を伺い、ブルーベリーを植えるということであり、許可適当であると判断いたしましたので、皆様方の審議よろしく申し上げます。以上です。

11番（武藤栄利）委員 議案第17号番号12について、調査の結果を報告いたします。

3月15日、石川推進委員と私とで[]さんのお宅へ伺い、お話を伺いました。先ほど、事務局説明とおりであり、許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

3番（武藤善朗）委員 議案第17号番号13について、調査内容を報告いたします。

去る3月14日、佐藤推進委員とともに譲渡人の[]さん、譲受人の[]さん、二人は親子関係ということで、[]さんからお話を聞き、現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりであります。調査の結果、特に問題がないため許可適当と考えます。ご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、ないようですので採決いたします。

議案第17号1から13について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第17号1から13につい

ては、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第18号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第18号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年3月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、申請人・XXXXXXXXXX、既存宅地の老朽化により建替えを計画しましたが、既存敷地は低い土地で河川増水時床下浸水していたことから、申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既存水路へ排水します。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施行した農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するために行われるものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号2、3、4について、転用理由、農地区分等同じでありますので一括説明いたします。番号2、申請人・XXXXXXXXXX、番号3、申請人・XXXXXXXXXX、番号4、申請人・XXXXXXXXXX、一時転用となります。民間工事で発生する残土を受け入れ農地改良を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判

断されるものであります。

番号5、申請人・[REDACTED]、議案第20号3と同一事業となります。商業施設用敷地造成に伴い立ち退きが必要となったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

議案書14ページをご覧ください。番号6、申請人・[REDACTED]、農地の名義は亡・[REDACTED]、一時転用となります。市の観光地である[REDACTED]の観光客の駐車場がないため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、[REDACTED]は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。[REDACTED]及び[REDACTED]は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

27番（遊佐幸吉）委員 議案第18号1番、2番、3番、4番、5番について報告いたします。

1番、[REDACTED]、[REDACTED]さん宅を17日の11時に訪問し、私と松本委員と

行政書士の■■■■さんと確認をして、許可適当と判断いたしましたので、皆さんのご審議よろしくお願ひします。

2、3、4につきましては、17日の10時に私と松本委員と行政書士の■■■■さんと見て回りまして、何ら問題ないと思います。5番の■■■■さん宅、一般住宅、これは私と松本委員と行政書士の■■■■さんと現地で確認を取りました。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

18番（菅野保治）委員 議案第18号番号6について、調査内容を報告いたします。

3月14日、佐藤推進委員と、あと申請人の■■■■さんと現地において話を伺いました。昨年も一時転用ということで許可ということでありましたが、今年も一時転用ということですが、致し方ないのかなと判断いたしましたので、皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、採決いたします。

議案第18号1から6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第18号1から6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和2年3月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、当初計画者・[REDACTED]、継承者・[REDACTED]、議案第20号1と同一事業となります。当初許可年月日・昭和63年1月18日付け福島県指令福農政第559号、変更理由・譲渡人は当初住宅建築を計画しましたが、夫が病気となり退院後も後遺症が残り生活していただくだけで精一杯であることから、事業を断念し譲受人が買受けて一般住宅を計画します。

番号2、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]

[REDACTED]、当初許可年月日・令和元年8月23日付け二本松市指令農委第172号、変更理由・ガス化プラント設置予定部で多量の雨による土砂崩れ

議長（奥平貢市）会長　　ないようですので、採決に入ります。

議案第19号1、2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第19号1、2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第20号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書16ページをご覧ください。

議案第20号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和2年3月19日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1、譲渡人・ 、譲受人・ 、議案第19号1と同一事業となります。譲受人は共同住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第二種中高層住居専用地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号2、貸付人・ 、借受人・ 、事後申請となります。約30年

前に建築した居宅及び車庫兼物置が違反転用状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施行した農地であり、第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張の用に供するために行われるものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号3、譲渡人・[REDACTED]・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、議案第18号5と同一事業となります。商業施設用敷地造成に伴い立ち退きが必要となったため申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号4、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、譲受人は将来の生活設計を考え申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既設水路へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

なお、この案件は去る令和元年8月20日開催の農業委員会総会で議決いただき、8月23日付けで転用許可が下りておりますが、使用貸借権設定ではなく所有権移転としたい旨の申出があったため、再度、申請となったものであります。

番号5、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]

■■■■、業務拡大により既存駐車場に工場を増設することに伴い、新たに駐車場が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

議案書18ページをご覧ください。

番号6、譲渡人・■■■■、譲受人・■■■■、住環境の良い申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既存側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号7、譲渡人・■■■■、譲受人・■■■■、事後申請となります。昭和50年頃に建てた物置及び平成16年頃建てた車庫が違反状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号8、貸付人・■■■■、借受人・■■■■、借受人は実家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し既存水路へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

27番（遊佐幸吉）委員 議案第20号1、2、3について、説明したいと思います。

1の■■■は先ほど説明したとおりです。3番の■■■も説明したとおりです。

2番の■■■の■■■さんに関しましては、顛末書が提出されておりますので、あとは事務局説明のとおりです。よろしくお願ひします。

10番（馬場利正）委員 議案第20号第4号について、調査内容をご報告いたします。

4番、■■■さんと■■■さんの件ですが、事務局の説明にあったとおり、貸借関係から所有権移転ということでありますので、許可できるものと判断いたします。

続きまして、5番の件であります。14日、私と伊藤金志委員と■■■さん立ち合いの下で、契約書を見させていただきながら調査をいたしました。その中で少し形状異動があり、このままじゃ少し難しいじゃないかということで、15日に■■■に伺ひまして、課長の■■■さんにこのようなことでは許可がちょっと難しいのではないかと伝えまして、事務局の方に伺ひまして、■■■さんの方にその旨お話をさせていただきました。後日、そういうことではなく、現状を畑に復旧するということでありましたので、現状を畑に復旧したならば、この委員会に上程するとそういうこととお話をしまして、17日に再確

認しましたところ、畑として復旧しておりましたので、許可できるものと判断いたしました。審議のほど、よろしく申し上げます。

6番（齋藤弘美）委員 議案第20号番号6について、調査内容を報告いたします。

3月12日に譲渡人・■■■■さんと譲受人・■■■■さんから内容を聞き取り15日に推進委員安齋浩一さんと一緒に現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周りが住宅地で特に問題がないため、許可適当と考えますので、ご審議よろしくお願いたします。以上です。

4番（佐藤勝則）委員 議案第20号の7番につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

譲渡人・■■■■さん並びに譲受人・■■■■さんは先ほどの3条でも説明したとおりでありまして、15日に午前中に平推進委員と私と、あと■■■■さん立ち合いの下でこの物件を見てまいりました。なお、■■■■につきましては18日の午後、会うことができまして、事情並びに話を聞いてきました。この件に関しましては、■■■■さんが住宅全部を売るということで業者さんが測量しましたところ、農地に違反転用があったということで、今回■■■■さんが買うにあたり、これを契機に申請で手続きをしたいということで、顛末書が■■■■さん並びに■■■■さんの両名で出ておりまして、私といたしましてはやむを得ず許可適当と思われまますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

15番（佐藤孝志）委員 議案第20号8番の調査結果を報告いたします。

3月13日に■■■■■さんにお電話差し上げて、ご都合をお聞きしたところ、3月15日10時ということで、私と推進委員の大内信一さんの2名でお伺いいたしました。当日、■■■■■さんは■■■■■さんの息子さんで、仕事でちょっと同席できないということだったので、■■■■■さんと私と大内さんで内容を確認していただき、間違いがないということで、現地を調査したところ、問題がございませんでした。■■■■■さんに関しましては、後日3月17日に電話で確認いたしましたところ、間違いがないとのことでございます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、採決に入ります。

議案第20号1から8について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第20号1から8については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第21号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書19ページをご覧ください。

議案第21号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年3月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、3月25日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書29ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区・18筆25,998㎡、安達地区・10筆10,701㎡、岩代地区・2筆1,903㎡、東和地区・8筆7,075㎡、合計・38筆45,677㎡の計画内容でございます。なお、説明は新規設定の11件について申し上げます。

議案書20ページをご覧ください。

番号6、5筆、地目・田、面積・5,605㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX、期間・10年、賃借料は10アール当たり年間XXXXXXXXXX円。

番号7、2筆、地目・畑、面積・991㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、設定

を受ける者・[REDACTED]、期間・5年、賃借料は[REDACTED]について・10アール当たり年間[REDACTED]円、[REDACTED]について・10アール当たり年間[REDACTED]円。

議案書22ページをご覧ください。

番号9、2筆、地目・畑、面積・1,917m²、設定する者・[REDACTED]、設定を受ける者・[REDACTED]、期間・5年、賃借料は[REDACTED]について・10アール当たり年間[REDACTED]円、[REDACTED]について・10アール当たり年間[REDACTED]円。

番号12、1筆、地目・田、面積・660m²、設定する者・[REDACTED]、設定を受ける者・[REDACTED]、期間・10年、使用貸借。

番号13、1筆、地目・畑、面積・1,124m²、設定する者・[REDACTED]、設定を受ける者・[REDACTED]、期間・10年、使用貸借。

議案書24ページをご覧ください。

番号16、1筆、地目・畑、面積・1,587m²、設定する者・[REDACTED]、設定を受ける者・[REDACTED]、期間・10年、賃借料は10アール当たり年間[REDACTED]円。

番号17から議案書26ページの番号21までの5件については、農地中間管理機構への利用権設定となります。設定を受ける者は、国から農地中間管理機構として県内で唯一承認を受けている公益財団法人福島県農業振興公社 理事長 佐藤清丸となりますので、設定を受ける者以外の部分についてのみ朗読

説明させていただきます。

番号17、5筆、地目・田、面積・9,299㎡、設定する者・[REDACTED]、
期間9年9ヶ月、賃借料は10アール当たり年間[REDACTED]円。

番号18、1筆、地目・田、面積・674㎡、設定する者・[REDACTED]、期間・
9年9ヶ月、賃借料は10アール当たり年間[REDACTED]円。

番号19、1筆、地目・畑、面積・97㎡、設定する者・[REDACTED]、期間・
10年9ヶ月、使用貸借。

議案書26ページをご覧ください。

番号20、1筆、地目・畑、面積・2,438㎡、設定する者・[REDACTED]、
期間・5年9ヶ月、賃借料は10アール当たり年間[REDACTED]円。

番号21、2筆、地目・畑、面積・1,324㎡、設定する者・[REDACTED]、
期間・5年9ヶ月、賃借料は10アール当たり年間[REDACTED]円。

利用権設定の番号1から22の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

本議案中、22について、[REDACTED]番[REDACTED]委員が議案に関係ありますので、
農業委員会等に関する法律第31条の規定を準用し、議事に参与できない取り
扱いとなります。

よって、関係する委員を除斥して審議することといたします。

議長（奥平貢市）会長　まず、議案第21号1から21について、事務局に対する説明について意見、質問を許します。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　ございませんか。それでは議案第21号1から21について採決いたします。賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第21号1から21については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第21号22について審議いたします。

■番 ■委員の除斥を求めます。

（■番 ■委員 退席）

議長（奥平貢市）会長　これより、議案第21号22についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　ないようですので、採決いたします。

議案第21号22について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第21号22については、

原案のとおり承認することに決定いたしました。

■番 ■委員の除斥を解きます。

(■番 ■委員 復席)

議長（奥平貢市）会長 報告します。議案第21号22については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第22号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 所有権移転」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書27ページをご覧ください。

議案第22号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年3月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、3月25日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書29ページをご覧ください。

今回の所有権移転内容につきましては、二本松地区・1筆558㎡、東和地区・1筆2,171㎡の計画内容でございます。

議案書27ページをご覧ください。

番号1、譲渡人・■、譲受人・■、譲受人は経営規模拡大の

ため申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号2、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

所有権移転の番号1、2の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、採決に入ります。

議案第22号について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第22号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第23号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書30ページをご覧ください。

議案第23号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求める。

令和2年3月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は先程の議案第21号で決定をいただきました農地中間管理機構である福島県農業振興公社と番号1、2が[REDACTED]、番号3が[REDACTED]、番号4、5が[REDACTED]との間で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、市で農用地利用配分計画案の作成を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第23号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第23号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第24号「営農型発電設備の設置に関する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書32ページをご覧ください。

議案第24号営農型発電設備の設置に関する意見について。

営農型発電設備の設置に関し、営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領（平成30年6月1日付け30農支第1044号福島県農林水産部長通知）第2の（4）の規定により、「位置等からみて、営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」について、市長から意見を求められたので審議を求める。

令和2年3月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領の規定に基づき、去る2月12日付けで市長から農業委員会の意見を求められたものであります。

1の申請人は

であります。

2の土地の所在等ですが、

に、「えごま」「シャインマスカット」を作付する予定であります。

3の営農型発電設備を設置する理由としては、（1）福島県および二本松市

の目標とする再生可能エネルギー100%（RE100）社会に共感し、営農型発電設置のプロジェクトと相互協力することにより耕作放棄地解消、エネルギーの地産地消、次世代育成、環境教育など、経済価値・社会的価値（CSV）の高い農業が実現できるためであります。

なお、申請地で一団の農地を形成しており、周辺農地の効率的な利用に支障はないと考えられます。また、効率的に営農を行うため土地の形状変更を行う予定であります。既存の用排水路に手は加えないため、農業用排水施設の機能等にも支障を及ぼすおそれがないと考えられるものであり、この営農型発電設備の設置については、後日、市長の意見書を添付して転用許可申請書が提出される予定であります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第24号について、「周辺農地の効率的利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる」と回答することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第24号については、「周辺農地の効率的利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる」と回答することに決定いたしました。

次に、日程第13、議案第25号「令和2年度二本松市農作業労働賃金基準について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書38ページをご覧ください。

議案第25号令和2年度二本松市農作業労働賃金基準について。

令和2年度二本松市農作業労働賃金基準について、別紙のとおり定めるものとする。

令和2年3月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書39ページをご覧ください。

こちらが令和2年度農作業労働賃金標準額となるところでございます。昨年度の標準額から変更になりましたところを申し上げます。単価につきましては昨年度と同額となります。なお、こちらの作業項目中、色彩選別機30kg 500円、選別作業1回につき30kg500円、こちらの項目が昨年度から追加になっております。今申し上げましたとおり、基準については昨年度と同額ということでございます。なお、こちらの表の下部に注意書きとしてございますが、令和2年度中に最低賃金に変更され、ここに定められた賃金が最低賃金を下回る場合には最低賃金の金額に読み替えるものとする。この賃金表は、市

内の農作業労働賃金の適正化と均衡を図るために定めたもので、労働能力やほ場整備により差異があると認められた場合は、当事者間で協議してください。

こちらの注意書きを定めまして、こちらの方の標準額を定めようとするものでございます。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長　以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　ないようですので、採決に入ります。

議案第25号令和2年度二本松市農作業労働賃金基準について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第25号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第14、議案第26号「賃借料情報の提供について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　それでは議案書40ページをご覧ください。

議案第26号「賃借料情報の提供について」。

平成31年1月から令和元年12月までに締結（報告）された賃金、賃貸借

における賃借料情報を別紙のとおり提供する。

令和2年3月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書41ページをご覧ください。

41ページの下部、下のところに二本松市賃借料情報ということで記載して
ございます。今申しあげましたとおり、平成31年1月から令和元年12月ま
でに締結された賃借料につきまして、記載のとおり載せるものでございます。

なお、1、田の部につきましては、二本松・安達地域と岩代・東和地域に分け
まして、平均額、最高値、最低値、データ数を載せるものでございます。2の
畑の部につきましては、市全体としまして、二本松市の平均を載せるもので
ございます。3の採草放牧地でございますが、こちらの取り扱うデータの数が少
ないために平成21年のデータを引用しまして、二本松市平均として載せるも
のでございます。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 ないようですので、採決いたします。

議案第26号賃借料情報の提供について、原案のとおり決定することに賛成
の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第26号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第15、議案第27号「二本松市農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書42ページをご覧ください。

議案第27号二本松市農地移動適正化あっせん基準の一部改正について。

二本松市農地移動適正化あっせん基準（平成21年二本松市農業委員会告示第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年3月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

こちら一部改正につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律による農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴いまして、こちらあっせん基準を法令の規定に合わせるため、所要の改正を行うものでございます。議案書43ページから48ページまでが改正後の基準となります。なお、改正内容につきまして、議案書49ページをご覧ください。

議案書49ページをご覧くださいと、二本松市農地移動適正化あっせん基準の今回改正の新旧対照表がございます。こちらでございますが、あっせん基準、こちらにつきまして、農地種別のなかで、農業振興地域内の農地につきましては、農地中間管理機構があっせんをする。農業振興地域以外の農地、用途地域内の農地につきましては、農地利用集積円滑化団体、こちらは二本松市

の方では、ふくしま未来農業協同組合、JAさんの方を指定しているところでございました。今回の法令改正によりまして、農業振興地域内も外も区別なく、農地中間管理機構の方がこちらの方の農地中間管理事業を行う、またあっせん基準の方の該当につきましても、農地中間管理機構が行うということで法令改正の方がございましたので、こちらの農地利用集積円滑化団体、二本松市で言いますとJAさんの指定になっていることとございますが、こちらの方を外すというようなことでの法令改正、基準の改正を行いましたところでございますので、こちら新旧ご覧いただきますと、農地利用集積円滑化団体が外れまして、あと農地中間管理機構等、円滑化団体のことを外しているといったところが新旧で変わったところでございますので、こちら二本松市内のあっせん基準に該当するようなあっせんにつきまして、全て農地中間管理機構が行うという基準改正でございますので、よろしく願いいたします。なお、こちらにつきましてもは基準にありますとおり、改正にあたりまして福島県の承認を得なければならないということになっておりまして、福島県の承認につきましては先週こちらの方で承認をするということで福島県の承認もいただいているところでございます。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長　以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。28番石川委員。

28番（石川重彦）委員　今説明があったんですが、ふくしま未来としては

二本松市の団体では取り扱いがないように聞いていたのですがいかがでしょうか。

事務局　あくまで指定としてはJAさんを指定させていただきましたが、こちらの方の実際のあるせんの方の取り扱いはないとのことでした。今まで指定としてございましたが、今回指定から外れるという形でございますので、そういった形でご理解いただければと思います。以上でございます。

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。

28番（石川重彦）委員　はい。

議長（奥平貢市）会長　そのほか、質問、ご意見ございましたら。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第27号については、原案のとおり決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和2年第3回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午後3時18分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和2年3月19日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 武藤 善朗

署 名 委 員 齋藤 弘美